

経営企画委員会会議録

I 日 時 令和7年9月29日（月）

午前 9 時 58 分開会

午前 11 時 47 分閉会

II 場 所 大会議室

III 出席委員

委員長	八嶋 浩久
副委員長	種部 恭子
委員	瀧田 孝吉
〃	谷村 一成
〃	澤崎 豊
〃	山崎 宗良
〃	井加田 まり
〃	山本 徹

IV 出席説明者

知事政策局

知事政策局長 川津 鉄三

理事・知事政策局次長・理事（組織改革担当）

山本美穂子

知事政策局次長・広域連携推進監

塗師木 太一

参事（企画室総合計画課長）

初田 正樹

総合政策課長 浜元 孝之

広報課長 中川 千映

政策推進室長・ブランディング推進課長

前山 巖

政策推進室カーボンニュートラル推進課長

長守 文雄

政策推進室ジェンダーギャップ対策課長

	野村	美和
企画室長・成長戦略課長		
	横山	正行
企画室人口未来課長		
	荒谷	宏行
企画室ウェルビーイング推進課長		
	佐渡	洋伸
危機管理局		
危機管理局長	中林	昇
危機管理局次長・危機管理課長		
	大西	哲憲
防災課長	山口	康志
防災課課長（復興・災害対策担当）		
	小川	裕希
消防課長	野田	安宏
経営管理部		
経営管理部長	田中	雅敏
経営管理部次長	矢野	康彦
経営管理部次長	掃本	之博
参事（財政課長）	牧山	貴英
人事企画室長・人事課長		
	開発	清史
人事企画室行政運営課長		
	清水	了真
人事企画室人材戦略課長		
	廣瀬	智範
秘書課長	齊木	弘子
法務文書課長・法務文書課課長（政策法務担当）		
	北市	智大
統計調査課長	尾田	和代
学術振興課長	水上	優

財産管理室長・管財課長

吉井 英宏

財産管理室民間活力導入・財産活用課長

武脇 仁

税務課長

長嶋 賢治

出納局

会計管理者

波能 映子

出納局次長・出納課長

吉田 徹

監査委員事務局

監査委員事務局長

水落 仁

人事委員会事務局

人事委員会事務局長

坂林 根則

V 会議に付した事件

- 1 経営企画行政当面の諸問題について
- 2 陳情・請願の審査
- 3 9月定例会付託案件の審査
- 4 閉会中継続審査事件の申し出について
- 5 行政視察について

VI 議事の経過概要

- 1 経営企画行政当面の諸問題について

(1) 報告事項

資料配付のみ

政策推進室

- ・男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画推進施策の実施の状況についての報告書＜2025年版富山県の男女共同参画＞

企画室

- ・新たな総合計画のパブリックコメント実施について

(2) 質疑・応答

瀧田委員

- ・ふるさと納税（ワクワクとやま応援寄附金）について
- ・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について

谷村委員

- ・事業の見直しと県民サービスの維持について
- ・財政健全化について

井加田委員

- ・男女共同参画の推進状況について

山本委員

- ・収入証紙の廃止について
- ・ガソリンの暫定税率廃止について

種部委員

- ・県民からの災害情報の活用について
- ・県職員のハラスメント対策について
- ・新たな総合計画の素案について

八嶋委員長 それでは、報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

瀧田委員 ふるさと納税について、今日は質問させていただきます。今ふるさと納税が実は熱い状況になっています。なぜかといいますと、ポイント付与制度が大変人気で、それが受けてふるさと納税の寄附額がどんどん上がってきている理由にも挙げられていたポイント付与制度が、実は9月いっぱいをもって廃止されるということになっております。例年12月に駆け込み需要ということで結構ふるさと納税がいっぱいされるということだったのですが、今年はそれが9月に集中しているという事情だということでもあります。

ふるさと納税は、2023年に初めて寄附額が1兆円を超えて、2025年、今年は1.5兆円に届くのではないとも言われています。仕組みなどは、ここではあえて細かく申し上げ

げませんが、コロナ禍による巣籠もり需要であったり、最近では物価高に対してポイントが付与されたりということで、手軽にできる身近な家計の防衛策になっているといったことが背景にあるのだろうと思っています。

ふるさと納税は、寄附者はそれぞれ寄附する自治体に対して、こんな使い方をしてほしい、こんな使い方だったらうれしいということで、設定されているものに対しては指定できるという仕組みになっています。

もちろん富山県においても寄附金の使途として、現在は35の取組内容が寄附者に紹介もされています。これまでどのような考え方で、こういったことを選定してきたのかについて、長嶋税務課長にお伺いをいたします。

長嶋税務課長 本県では、ふるさと納税の募集に当たり、寄附をされる方が自身の寄附金がどのように活用されるかを具体的に実感いただき、本県の取組に対する思いを深めていただけるよう、令和4年度からプロジェクト型ふるさと納税を導入しています。これにより寄附者が本県の施策を直接選び、応援いただくことが可能となっております。

このプロジェクトの選定に当たっては、本県の魅力や取組を全国に発信し、県外の多くの方々に共感いただけるもの、特にふるさと納税を通じて関係人口の増加につながるテーマを中心に設定しています。

今年度は、2025年富山県人会世界大会の開催支援、あと、日本三霊山を活用した地域振興といった時局に応じた新しいテーマを追加するなど、内容の見直しを適宜行っています。

今後とも、ふるさと納税の募集を通じ、県外の多くの方々に本県への愛着や共感を深めていただき、しあわせ人口1000万に向けた関係人口の拡大を図ってまいります。

瀧田委員 適宜見直しを図ってこられたということもありまして、今ほど課長からも紹介ありましたが、県人会对す

る支援、U I J ターン、就職活動での県外学生などへの交通費の支援など、いろいろ幅広いメニュー、内容が設定されているものと思っています。

その中の1つに、若手寿司職人応援プロジェクトというものが設定されています。若手寿司職人応援プロジェクトは、どのくらいこれまで選ばれてきたのか。

また、そのほかに使途指定寄附金の中のどのようなものが人気だったのかということと、あと、若手寿司職人応援プロジェクトに対するこれまでの状況について、引き続き、長嶋課長にお伺いします。

長嶋 税務課長 寄附金の具体的な使途を選べるようになりましたプロジェクト型ふるさと納税導入以降において、件数ベースで見ますと、まず初年度の令和4年度は、富山県警山岳警備隊の装備充実が357件です。あと、スポーツ・文化の振興、多様な人材の活躍、S D G s の推進、これが342件です。こういったものに多くの寄附を頂いております。

また、令和5年度には、ボランティア活動等への支援、これが578件です。県立学校の特色ある取組の充実が271件です。また令和6年度は、ヤングケアラーへの支援が949件です。あと、災害からの復旧・復興が834件、こういったものに多くの寄附を頂いております。なお、令和5年度及び6年度については、これらとは別に返礼品を希望しない、能登半島地震への災害支援としての御寄附も全国の多くの方から頂いております。

委員お尋ねの若手寿司職人応援プロジェクトにつきましては、昨年度からテーマに選定しておりまして、69件、約266万円の実績があったところです。

今後ともより魅力的なテーマを提案し、多くの方々に本県を応援してもらえよう取組を進めてまいります。

瀧田 委員 富山県の特徴を反映したところに、ふるさと納税

が多く集まっているという印象もあります。また、能登半島地震の復旧・復興については、やはり全国の方から寄附を頂いているということで、大変ありがたいことだと思っています。

その中で、今最後に紹介していただきました若手寿司職人応援プロジェクトに対しましては266万円の寄附を頂いているということで、この後展開として、「寿司といえば、富山」に話を持っていきたいのですが、この266万円を使って、「寿司といえば、富山」寿司職人マッチング支援事業に活用している、そこの原資、資金にしていると思いますが、「寿司といえば、富山」寿司職人マッチング支援事業についてこれまでの実績と本年度の実施状況について、前山ブランディング推進課長にお伺いいたします。

前山ブランディング推進課長 この事業につきましては、県内すし店でのお試し就職を通じて県内外の求職者を呼び込み、本県への移住・定着を図ることを目的に令和6年5月から実施しております。

本年8月末までに累計7名の方が県内店舗でお試し就職を体験いたしまして、そのうち4名の方が県外から本県へ移住したところでありまして、すし職人の人材不足の解消、県内への移住促進に一定の成果が現れていると考えております。

今年度は、参画する店舗を昨年度の県鮪商生活衛生同業組合の加盟店舗以外にも受入れ先の裾野を広げまして、県内各地域の多様なすし店へ人材をマッチングできるよう努めております。

引き続き、関係団体や事業者などと連携しながら、お試し就職希望者へのマッチング支援の充実を図りまして、「寿司といえば、富山」のブランド力向上につなげてまいりたいと考えております。

瀧田委員 これまで結果的に4名が県に移住されたというこ

とで、これは非常にありがたい、心強いというか、「寿司といえば、富山」という観点からも、これは大きな後押しになっているということで、こういった事業がしっかり県政発展につながっていることがまた実感できる事例だと、思っています。

さらに、ふるさと納税を活用して、「寿司といえば、富山」を浸透させることができないかと私自身は考えています。「寿司といえば、富山」を連想させるような、それに直接つながるような返礼品をそろえることも有効だろうと思う中で、今は、富山湾鮭セットクーポンと、ます寿しが返礼品として設定されております。最近、返礼品については体験型が非常に受けがよい事情もありますので、すしを体験できるようなものをセッティングすればどうかというところでもあります。

また、先日の予算特別委員会においては、寺口委員から大阪・関西万博で振る舞われた冷凍ずしが好評だったということで、このすし、解凍技術の進歩など、ちょっとクリアしなければならないこともあるにはあるけれども、将来的に可能性が広がるのではないかと期待したいという川津局長からの答弁もあったと思っています。

そういったことも含めて、握りずし体験やこれから開学するすしアカデミーとの連携といったことも含めて、体験型の返礼品を設定、追加してはどうかと考えますが、引き続き前山課長に所見をお伺いいたします。

前山ブランディング推進課長 「寿司といえば、富山」の取組をさらに進化させるために、体験型のコンテンツの充実を図っていくということは重要であると考えておりまして、委員から御指摘のありましたように、こうしたコンテンツをふるさと納税の返礼品として提供していくことも魅力発信という観点から効果的であると考えております。

現在、民間事業者と連携いたしまして、すしを入り口に

した体験型の旅などのコンテンツの造成を進めておりまして、例えば本年8月26日に富山県、北九州市、JR西日本によるすし連携協定締結イベントを開催いたしましたして、これを契機に民間の旅行会社が「すし対決！冬の陣」ということで、富山湾鮭と北九州のすしを味わう旅行商品を先週9月23日から販売を開始したところでありますほか、それと別に観光推進局とも連携いたしましたして、富山のすしと伝統工芸を組み合わせたコンテンツや季節に応じたすし体験コンテンツの造成も今年度検討しているところです。

今後とも民間事業者と連携して、「寿司といえば、富山」を体感していただける体験型のコンテンツの開発をしっかりと進めまして、ふるさと納税の返礼品としてふさわしい魅力あるコンテンツが造成することができれば返礼品に追加するよう、関係部局とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。

瀧田委員 北九州市と連携した旅行商品は、国内の旅行愛好家の方には、もしかすると刺さる商品になるのではないかと考えています。

実は先日、北九州市の市議会議員の方が富山を訪れられて、富山のすしを体験したいということで、私も含めて何人かがちょっと意見交換をさせてもらう場を設けることができました。そのときに北九州市の市議会の方は4人来られたのですが、4人とも、ぜひこれは連携してやっていきたいんだと、富山さんが先行して、うちは後発のようなことになっているけれども、どっちが上、どっちが先というよりは連携して、すし文化を広めていって、このことがお互いにとって、ウィン・ウィンな関係になることが理想だと思っているから、これからも一緒にやっという御発言もあったところでもあります。そういったことも含めると、北九州との連携もこれはどんどん発展することが期待できると思っています。

このことが返礼品にどうつながるかというのは、これからまたいろいろ知恵を絞り、工夫をしていかなければならないと思っていますが、これからもぜひよろしくお願いしたいと思っています。

続きまして、同じふるさと納税なのですが、企業版ふるさと納税について質問したいと思います。

県では、富山県外に本社を置く企業の皆様から企業版ふるさと納税ということで納税寄附を頂いております。地方創生応援税制という形で寄附を受け付けています。

制度については、こちらでも詳しい説明は省略しますが、これまで近年の寄附実績や活用事業など、現状について、荒谷人口未来課長にお伺いいたします。

荒谷人口未来課長 県では、ホームページやパンフレットへの掲載、首都圏イベントでのPRなどによりまして、県外に本社を有する民間企業に対しまして、企業版ふるさと納税制度を活用した本県への寄附を案内しているところでございます。

近年というところでございますので、過去3年間の寄附の実績でございますが、令和4年度が27件で6,585万円、令和5年度は65件で1億4,659万円で、昨年、令和6年度は39件で2億4,570万円と寄附額は年々増加しているところでございます。

頂いた御寄附でございますが、寄附をされた企業の意向も踏まえながら、能登半島地震の被災地支援、バイオ医薬品人材の育成、それから県有林の植栽・保育、富山型高性能住宅の普及、「寿司といえば、富山」ブランディングの推進のほか、女性活躍、観光振興、スタートアップ支援、農業振興など幅広い分野の事業に活用しているところです。

瀧田委員 年々寄附額が上がっているということは、ありがたいことだと思っています。また、バイオ医薬品分野やスタートアップの分野は富山県が特に力を入れているところ

でもありますし、そこに御支援いただけるということは本当にありがたいと思っています。

これからも引き続き積極的に発信、PRし、寄附が集まるような活動をしていただきたいと思います。

企業版ふるさと納税について、もう1問質問したいのですが、射水市において、今2028年に開学を目指している（仮称）高志大学があります。現在、浦山学園において大学設立に向けた必要経費として14億円を見込んでおり、そのうち11億円は浦山学園が拠出することになっていますが、残りの差額について、寄附や企業版ふるさと納税で確保することを目指して鋭意、一生懸命、今活動しておられます。

地元の射水市では、令和5年から企業版ふるさと納税での寄附を募っておりまして、これまで25件、1億1,790万円の支援をいただいているところでもあります。しかしながら、まだまだ目標の設定額に届いていないところでもあります。市はもちろんです、浦山学園自身も一生懸命設立に向けてこういった努力も続けていかなければならないという状況にもあります。

そんな中で、高志大学については、私も含め議会でこれまで何度も取り上げられており、県でも大学設立、また設立後もしっかり県内の若者、学生に向けた大切な教育機関ということで支援していきたい、応援していきたいというような旨の姿勢を示しておられるところです。

そこで、設立を支援するために企業版ふるさと納税制度を活用してはどうかと考えるわけですが、水上学術振興課長に所見をお伺いいたします。

水上学術振興課長 今ほど委員御紹介いただきましたとおり、学校法人浦山学園が、仮称でありますけれども、高志大学の設置を予定している射水市におきましては、令和5年度に企業版ふるさと納税を活用し、市内において大学等を設置する法人等に対して助成金を交付する大学等設置促進助

成金制度を創設されたところです。

委員御提案の県での同じ趣旨による企業版ふるさと納税制度の活用につきましては、射水市において既に取組が進められているという中では射水市との競合を招くことになること、また企業版ふるさと納税制度については、本県が所在する地方公共団体への寄附は対象外ということにされておりまして、富山県が行う場合よりも射水市が行う場合のほうが対象が広くなることなどを踏まえまして、慎重に検討する必要があるのかなと考えております。

県としては、（仮称）高志大学には、若者の教育はもとより関係人口の創出や県内各分野への人材供給など、本県の地方創生に大きな役割を果たしていただけるものと期待をしております。企業版ふるさと納税制度の活用にかかわらず、よくお話をお伺いしながら、射水市と共に大学新設に向けて全力でサポートしてまいりたいと考えております。

瀧田委員 制度の性格上、今、課長は競合という言葉をおっしゃいましたが、競合というよりは協力・協働という立ち位置で、高志大学に対する支援の姿勢で、これはなかなか難しいような印象を受けましたが、企業版ふるさと納税以外のところで情報共有をしながら、もちろん学園と射水市と県とが、また、関係機関それぞれがしっかりと連携しながら未来ある若者たちにとってすばらしい大学になるよう、その手だてとなることで学術振興課としてもしっかりと支援をいただきたいと思います。

また、本日はふるさと納税をテーマに取り上げさせていただきましたが、このことが県民福祉の向上、ウェルビーイング、さらには幸せ人口1000万の実現に向けた大きな後押しなることを期待して、私の質問を終わります。

谷村委員 私からは、事業の見直しと県民サービスの維持、そして財政健全化について質問したいと思います。

県では、行財政を取り巻く厳しい環境の中で、限られた経営資源を最大限に活用して持続可能な行政運営を推進しておられると承知しており、改革の柱となっていますのが、スクラップ・アンド・ビルドの徹底ということで、長年にわたり続けられてきた事業を一旦立ち止まり、その必要性や効果を厳しく見直すことで、新たな事業や県民サービスに充てる財源を生み出しておられます。今年度、既存事業の2割削減という目標を掲げ、見直し対象となった2,553事業のうち、約4割に当たる1,046事業を見直し、さらにそのうちの602事業を廃止または停止されました。これにより、事業費ベースで約33億もの見直し効果額を確保され、昨年度を大幅に上回る成果を上げているというのは、大変高く評価すべきだと思っております。

そこで、事業見直しと県民サービスの維持について、3点お伺いいたします。

令和7年度当初予算編成におきまして、長年にわたり継続している事業の見直しが行われましたが、これにより生み出された財源は、どのような新規事業や既存事業の強化に充当されておられるのでしょうか。具体例を牧山財政課長にお伺いいたします。

牧山財政課長 令和7年度当初予算につきましては、能登半島地震からの復旧・復興への対応や、物価、人件費の高騰といった様々な課題が山積する厳しい状況の中で、また限られた人的・財政的資源を効果的に活用するという観点から、既存事業の抜本的な見直し再構築と、また優先度を意識した重点分野にめり張りある資源配分、これを両輪として選択と集中、また改革と創造を念頭に置いて編成をしたところでございます。

このうち既存事業の見直し再構築につきましては、今ほど御紹介もいただきましたが、義務的経費など政策的な裁量の余地が少ないものを除きました2,533事業を対象に、

長期継続事業の廃止、あるいは停止の検討の徹底、また新規1事業要求につき、既存事業2事業を廃止するといったことによって、事業本数の2割削減を目指したところでございます。

この取組の結果、今ほど御紹介もいただきました602事業を廃止または停止といたしました。見直しの効果額は、事業費ベースで33億円、一般財源ベースでは約15億円ということでございます。

このように生み出した財源につきましては、最優先課題でございます震災からの復旧・復興——この中には災害検証を踏まえまして地域防災力の向上といったようなものが含まれてございます。

また、人口減少対策、こちらには人口未来構想に基づくもの、また人口未来戦略提言の推進に係るものがございます。併せまして、こどもまんなか社会の実現、教育改革、新産業戦略、そういった未来に向けた人づくりと新しい社会経済システムの構築に係る新規事業、あるいは既存事業の拡充・強化に優先的に充当したところでございます。

谷村委員 そういった事業に充当したということで、よく分かりました。

それでは、次ですが、今回の事業の見直しにより602事業の廃止または停止ということで、事業の廃止や停止について、県民への周知というのはどのように行われたのかなということがちょっと気になるのですが、県民サービスへの影響が懸念されるということも考えられるような気がするのですが、その場合、どのような代替サービスを提供しておられるのか、牧山財政課長にお伺いいたします。

牧山財政課長 事業の見直しに当たりましては、事業の統合などによって業務の効率化、あるいは重点ターゲットへの資源集中を図れないかと、またデジタル化によって事務事業の軽減を図れないかといったような観点、また長年取り

組んでまいりましたけれども、状況やニーズに変化が見られるといった事業につきまして、より効果の高い事業に再構築できないかという観点から、予算事業を所管する各部署におきまして、これまでの実施状況でございますとか、効果、また県民生活・事業活動への影響も十分考慮の上、また必要に応じて関係者の皆様への説明、相談も行った上で検討を進めたものでございまして、単に事業の廃止や縮小のみを狙いとしたものではございません。

実際に見直しを行ったそういった見直しの形態というのは非常に多岐にわたっておりますが、例えば事業スキームを見直しまして、事業対象が共通する別事業と統合したものの、ホームページの運営関連事業を廃止する一方で、掲載しておりましたコンテンツを別のサイトに転載をいたしまして、より効果的な情報発信につなげたもの、あるいはPR事業につきまして、広く一般県民向けに行っていた広告ですとかシンポジウムといったものを廃止して、メインターゲットである例えば児童・生徒向けに重点化をする形に再構築をしたものなど様々でございますけれども、いずれも、先ほど申し上げましたとおり、限られた人的・財政的資源を効果的に活用し、県民への行政サービスの質の向上ですとか、効率を図ることを念頭に見直しを行っております。

谷村委員 よく分かりました。

やはり長年ずっと続けられた事業というのは、やはりしっかりと見直しして、今の時代に合わせた形に財源をしっかりと充当させながら、また県民への理解もいただきながら進めていくという丁寧な進め方をされているようでしたので、非常に安心しております。

ずっと続けてほしいなと思っておりますが、3番目ですが、令和8年度当初予算編成に向けては、事業のさらなる見直しに関する新たな基準をどのように設定されるのでしょうか。

か。

また、県民サービスの水準を維持または向上させるために、どのようなプロセスや基準で事業の廃止や停止を判断されるのか、牧山財政課長にお伺いいたします。

牧山財政課長 本県の行財政運営につきましては、今ほども申しましたが、能登半島地震からの復旧・復興、人口減少、少子高齢化の進展、インフラ、県有施設の老朽化でございますとか、物価高騰、賃上げ、金利上昇の影響等に加えて、社会保障関係経費や人件費、公債費といった義務的経費の高止まりなど、依然として厳しい状況にございます。

こうした状況を踏まえますと、来年度も引き続き限られた経営資源を効果的に活用するために、既存事業の抜本的な見直し、再構築と優先度を意識した重点分野へのめり張りある資源配分を両輪にいたしまして、選択と集中、改革と創造を意識した不断の取組を続けていく必要があると考えてございます。

見直しに向けました具体的な内容でございますが、現在検討中の令和8年度予算編成方針の中でお示しすることとなりますが、編成に当たっては、全ての部門におきまして、県民のウェルビーイング向上効果等を勘案し、施策設計図も適宜活用しながら成果目標の設定と達成への展開も見据えた施策の企画立案を進めていきたいと考えてございます。

同時に将来にわたり持続可能な財政基盤の構築にも目配りをいたしまして、未来への希望が持てる県政運営につながる予算としていきたいと考えております。

谷村委員 ぜひ積極的に見直しをやっていただいて、継続して進めていただきたいと思います。

次に、財政健全化について質問します。堅調な企業業績などに伴う税収増加によりまして、当初見込まれました今年度の財源不足が解消されたことは、本県の財政運営にとって明るい兆しだと思っております。

しかしながら、来年度以降も依然として多額の財源不足、令和8年度におきましては49億円、令和9年度は86億円が見込まれていますことから、今後も歳入歳出の両面からの見直し、改善を進め、持続可能な財政運営に努める必要があると考えております。

そこで、来年度以降見込まれる財源不足を解消するため、歳入面での税收以外の新たな財源確保策や歳出面でのさらなる効率化・重点化について、具体的にどのような戦略を考えておられるのか、牧山財政課長にお伺いいたします。

牧山財政課長 令和7年度の当初予算編成前の時点では50億円の要調整額、言わば財源不足額が見込まれていました。このため予算編成過程におきまして、先ほども申し上げましたが、事業見直しにより資源配分の重点化、効率化を図るとともに、知事会などを通じた国への働きかけなどによりまして、地方交付税をはじめとする一般財源の確保に努めたところでございます。

さらに国の経済対策に基づく補正予算でございますとか、新たな交付金を積極的に活用するなど歳入歳出両面から財源対策に取り組みましたほか、税收の堅調な伸びが見込めたことから、最終的に50億円の要調整額を解消することができました。

令和8年度当初予算編成に向けました中期的な財政見通しにつきましては、現在積算中でありまして、今後予算編成方針の発表と併せてお示ししたいと考えてございますが、令和7年2月時点での試算では、今ほど御紹介もいただきましたが、税收増が見込まれる一方で、高齢化の進展等に伴う社会保障関係経費の増加、あるいは金利の上昇に伴う公債費の増加などによる歳出増も見込まれ、引き続き厳しい状況にございます。

県財政を取り巻く環境は依然としてこういった厳しい状況にございますが、今後も歳入歳出両面から不断の見直し、

改善を進めていく必要があると考えてございます。

引き続き既存事業の抜本的な見直し、再構築に取り組みますとともに、国の交付金や地方一般財源総額の確保、充実を国に働きかけてまいります。加えて、有利な地方債の活用ですとか、今ほどお話にも上がっておりましたふるさと納税のPRなど様々な面から財源確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

こうした取組を通じて重点分野へのめり張りある配分にも目配りをしながら、持続可能な財政運営を図ってまいります。

谷村委員 ちょっと具体的な戦略があまり見えなかったのですが、いずれにしても、厳しい中でいろんなやりくりをしながら、財政面でしっかりそこを見極める、将来的にどうなるかということをしつかりと見極めながら、やはり必要なところに予算を投入していただきたいという思いがありますので、ちょっとこんな質問をさせていただきました。

ぜひいろいろな御苦勞もあるかと思いますが、いろいろやりくりしながら積極的にいろんな施策を展開していただくことを期待しまして、質問を終わります。

井加田委員 今定例会で、私は質問しなかったのですが、全体を通して今いろんな課題がある中で、いろんな様々なところに目配りをして運営していくことが必要だと思っています。男女共同参画に関連する質問はあまり出ていなかったと思いますので、今委員会にも報告をされております男女共同参画の富山県の推進状況について、何点かちょっと確認をしながら、現状と推移、あるいは課題について少し確認や議論をしていきたいと思っております。

まず第1点目に、この間ずっと言われていますけれども、少子高齢化が進行している富山県、そしてまたとりわけ本県の若者、そして特に就職期の女性の転出超過というのは、

この間課題になっていると認識しておりますが、基本的には男性も女性も性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮するとともに、互いの人権を尊重しながら喜びと責任を分かち合う、それが男女共同参画社会の実現に近づいていくことだと、これはどなたもそのように認識してらっしゃると思うのですけれども。

本県の特徴である就職期の女性の転出超過というのが、具体的には大きく改善している状況にはなかなか見えないなという中で、それは働く場において、若い人や女性にとっては魅力的な職場環境や地域づくりが求められているし、課題ではないかなと思うわけです。

それで、今回、本県における男女共同参画の推進状況に関する年次報告書は、毎年報告されて公表もされていきますけれども、現状ということで私は大変注目をして毎年見ています。この中で、特に行政分野における女性参画の現状と推移について、いわゆる審議会などにおける女性委員の割合がどうなのか。それから、行政委員会の女性委員の数、法律に基づいて配置されている委員・相談員への女性の選任の状況等について、本県の行政分野における女性参画の現状、その推移について、課題と思われることについてどのように分析しておられるかということをお伺いしたいと思います。野村ジェンダーギャップ対策課長に答弁をお願いいたします。

野村ジェンダーギャップ対策課長 県の審議会等における女性委員の割合につきましては、本年4月1日現在で35.9%と、この3年間おおむね横ばいとなっております。目標である40から60%には達していない状況でございます。

また、県の行政委員会の女性委員数につきましては14名、21.8%と前年に比べて1名の増加となっておりますほか、法律に基づいて配置されている委員・相談員につきましては、女性委員・相談員数が1,497名、割合にして50.2%と、

前年と比べ0.6%の増加となっております。

県の審議会等におきましては、政策方針決定過程への女性の参画拡大は、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点や社会の多様性と本県の活力を高めていくといった観点などからも重要と考えております。

こうしたことから、先日、庁内各課に対しまして、審議会等の委員の選任につきましては、関係団体に対して従来の慣行ですとか、団体内の役職にこだわらない推薦を働きかける、あるいは委員の選任等に公募制の導入をするなど、広く女性人材の発掘、登用に努めるといった女性比率の目標達成に向けた具体的な取組を検討するように依頼したところです。

また、11月には庁内の関係部局の幹部を集めました男女共同参画推進会議を開催いたしまして、女性比率の向上に向けた取組例を交えて周知を図るとともに、関係団体への働きかけを依頼するなど、目標達成に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

井加田委員 とりわけ審議会における女性の比率というのは、3年間横ばいとおっしゃったのですけれども、逆に減少傾向にあるような数字の動き方しています。そのことはあまり触れられなかったですけれども。

大きな方向性を決定する審議会での議論にも女性が数多く参加していただく経験をしてもらうということも非常に大事なことだと思います。数値目標を40から60%ということで立てられていますので、年次報告で出てきて横ばいというのも少し取組が不十分なのではないかと思えてなりません。ぜひ庁内、課内の検討会等々も進めておられると思いますけれども、富山県の若者や県内から出ていく若い女性の現実をやはり見据えた上で、社会の中で女性の役割をきちんと発揮できる行政分野への参画は非常に重要なポイントだと思います。ぜひしっかりその辺は進めていただき

たいと思っております。

また、行政委員会の女性委員数は1人増えて21.8%ですか。また、いわゆる法律に基づいて配置されている委員・相談員は、女性が比較的多く就いておられて50%を超えているということなのですけれども、それと同様に県の審議会、行政委員会へは、女性の参画がまだ少ないように思います。こういったところには数値目標が必要ではないかと思うのですけれども、どのようにお考えですか。

野村ジェンダーギャップ対策課長 現在、行政委員会、今ほどおっしゃっていただいた法律に基づき配置されている委員等につきましては、それぞれの根拠法などにより委員を選任されていることから、県としては、女性割合について、今時点では統一的な目標値は定めていないところです。

井加田委員 いろいろな背景もあると思いますが、横ばいではなくて、やはり来年度にはしっかり数値としても評価できるように、しっかり取組を進めていただきたいと思います。

2点目は人事課にお聞きします。女性公務員の採用の状況及び管理職等への登用の状況の現状とこの間の推移について、開発人事課長さんにお伺いします。

開発人事課長 中央病院の医師・看護師を除く、知事部局の女性職員の採用割合は、富山県特定事業主行動計画で40%以上を目標としておりますところ、年度によってばらつきはありますけれども、ここ10年間はおおむね40%台で推移し、令和6年度は45.1%となっておりございます。

役職者における女性職員の割合も、計画では30%以上を目標としているところ、令和7年4月1日現在で係長クラスが32.5%、課長補佐クラスで30.3%となっております。また、管理職における女性職員の割合は、計画では25%を目標としておりますけれども、令和7年4月1日現在では21.3%となっております。10年前の平成27年度の9.8%と

比較すると大幅に増えており、令和6年4月1日現在では全国7位となっており、残念ながら目標には達していない状況でございます。役職者、管理職員に占める女性職員の割合は着実に高くなっており、まだまだ課題も残っていると考えております。最近男女問わず、仕事と子育てや介護など家庭との両立が難しいという職員の声も依然としてあるところでございます。

県の施策方針の決定プロセスへ男女が共に参画することは、多様な価値観が県政に反映され、県民のウェルビーイングの向上に資すると考えております。引き続き柔軟で多様な働き方、男性職員の育児参加の促進、県庁内保育所の提供などの環境整備のほか、スキルアップのための研修の実施など、意欲と能力のある職員が育成・登用される誰もが働きやすい魅力的な職場環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

井加田委員 採用については、目標数を維持しておると。その後の登用の状況についても改善をしているし、10年前と比べれば随分と改善していますよというお答えだったと思います。

単に役職への登用だけが評価ではないとは思いますが、やはり全体的に富山県の風土的に、県全体で男女共同参画社会というところに前向きに取り組んでいかないと、どうしてもこの数値はだんだん先細りになっていくことにもなりかねないと思いますので、そういう意味では、男女が共に家庭を持ってしっかり仕事にも前向きに取り組んでいける職場環境づくりというのは非常に大事だと思いますので、ぜひそんな観点で受け止めていただきたいと思います。

職場環境のみならず、男女共同参画社会を実現するためには、まずは家庭生活における共同参画の推進というの也非常に重要であります。これは新たな昨年度の意識調査の

結果ではないのですが、5年に一度の意識調査の中では、随分全国的にも受け止めが変わってきていると思うのです。「夫は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方に対しては、男性の5割以上はそれについて「反対」という立場をとられています。またデータとしては、家事などの役割分担は夫婦同じ程度かという調査への回答で、「家事」では同じ程度だという答えは18.2%、「育児面」では22.3%、「子育て」——育児と子育てとは別ではないと思うのですが、35.4%、「介護」25.7%ということで、その前の調査よりはそういう意識の変革が見られるということです。「主に妻が家事」という回答の総トータルとして、分担するのが8割とすれば、7割に減少していますよということを表すような状況だったと思います。

やはりどうしても職場の中でも、それはネックなのではないかなと思いますけれども、役割分担意識というのは依然としてあるということが見て取れます。

過去に富山の女性の睡眠時間が最も短いというのが報道されていたこともありましたが、こうした意識と現実とのギャップの解消が課題ではないかと思うのです。

家庭生活における共同参画の推進という面について、結構県でも力を入れてこれまで取り組んでこられたと思うのですが、野村ジェンダーギャップ対策課長にその思いと、それから今後の課題についてお答えいただければと思います。

野村ジェンダーギャップ対策課長 委員から御指摘がございましたけれども、県の調査におきまして、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方につきまして、男性も含め反対が賛成を上回っている一方、実際には、家事・育児の7割以上は依然として妻が主として担っている状況でございます。また、本県の男性の育児休業取得率につきましては、令和4年度の15.6%から5年度33.9%、6

年度54.5%と大きく伸びている一方で、女性の取得率に比べると依然として低い状況にあります。

委員御指摘のとおり、男女共同参画社会を実現するには、男性が家事、子育て、介護などに参画できるような環境整備を一層推進することが必要であると考えておりまして、県では、育児休業を取得した男性従業員を雇用する中小企業等に対して支援を行っておりますほか、男性と子どものための料理教室なども開催しております。

また、男女共同参画推進員による地域での普及啓発活動、県の特設サイトを通じたアンコンシャスバイアス解消事例の発信などにより、家庭生活における男女共同参画に向けた取組を促しているところです。男女共同参画社会の実現に向けましては、女性が家事を担うといった思い込みに気づき、男女共に家事や子育てなどに積極的に参画できるよう、今後さらなる取組についても検討してまいりたいと考えております。

井加田委員 ぜひ若い世代の皆さんがそのことを当たり前にして、家の中でもそういう付き合いができるということが大事だと思っております。県としても積極的にそうした発信をぜひ続けていただければと思います。

もう1つお伺いしたいのですが、本県の女性就業率は全国平均より高いものの、先ほど行政分野の管理職登用の数字は、改善しているけれども依然として低いという状況で、民間事業所も含めた管理職の女性の割合は、依然としてさらに低い水準にあると認識しています。これは、先ほどの答弁の中であった、男性中心の労働慣行が残っている、家事・育児の大半を女性が担っている実態が原因となっているところが大きいのと思うのです。特に女性の活躍ということも言われますけれども、実際、女性の持っている力の評価が低いということは、非常に女性が閉塞感を抱くことにつながると思うのですけれども、管理職比率

の女性の割合が依然として低い水準にあることについての原因を、どのように分析されているのかをお伺いしたいと思います。

野村ジェンダーギャップ対策課長 今ほど委員に御指摘いただきましたとおり、本県の女性就業率は全国でもトップクラスである一方で、管理職に就く女性の割合は、着実に増加はしているんですけれども、依然として低い状況にございます。その要因としては、今ほど委員におっしゃっていただいたとおり、長時間労働などの男性中心型の労働慣行が残っていること、家事・育児の大半を女性が担っている実態がありまして、またその背景には固定的性別役割分担意識ですとか、アンコンシャスバイアスがあると考えられます。

こうしたことから、県では、今年度新たに女性が働きやすい職場環境づくりを推進するため、県の経営者協会と女性の活躍促進官民連携会議を設立いたしまして、女性活躍の実践事例を学ぶとともに、企業の課題解決のためのロードマップ作成を支援するD E I企業成長塾などを開催しているところです。また、女性社員のキャリア向上支援として、「煌めく女性リーダー塾」を開催いたしまして、リーダーを目指す女性社員の相互交流と自己研さんを支援しているところです。

加えて、課題の背景にありますアンコンシャスバイアスの気づき・解消に向けましては、県の特設サイトで、職場や家庭における事例の分かりやすい発信を行っておりますほか、地域での普及啓発テキストを作成しているところにして、しっかりと周知を図って、気づきですとか解消につなげていきたいと考えております。

今後とも多くの女性に管理職として活躍していただけるように、商工労働部や企業とも連携しながら職場環境の改善やキャリア向上支援、意識改革など多方面からのアプロ

一チ取り組んでいきたいと考えております。

井加田委員 それぞれ理念を持って、もう少し県民にも見えるような形でぜひ啓蒙も図っていただきたいと思いますけれども、現状と推移ということでお伺いをいたしました。

山本委員 それでは、通告に従いまして、2問質問させていただきます。

まずは、収入証紙の廃止についてです。この9月から収入証紙が廃止されておりますけれども、クレジットカード等を活用してネットからでも手数料を支払えるようになったというのは、大変ありがたいことだと思っておりますが、本会議等々でも議論が交わされましたとおり、デジタルデバイドも大変気を使わなくてはいけないことだろうと思います。いろんな申請に当たりまして、収入証紙がなくなっているのは、県の側にとっては人的なコストが減ることになるし、県民の側にとってもわざわざ行くことがなくなるのでお互いに大変便利だと思うのですけれども、一方でやっぱり現金でどうしても支払いたいという方も残ることが予想されます。

現状でいうと警察関係施設等に端末が設置されて、そこから現金で払うことになるということなのですが、警察関係施設には、やはりなかなか一般の方は入りにくいところがあり、例えば各地区にあります厚生センターや県税事務所に端末を置くことはできないのかというお話、あるいは銀行やコンビニで払い込むことができないのかということをお聞きしたいと思っております。

吉田出納課長 県では、いつでもどこでも手続可能な行政手続のオンライン化を推進しておりまして、またキャッシュレス決済も一定程度普及してきたと考えられますことから、今月末をもって収入証紙の制度を廃止することとし

ましたところでございます。他方、電子納付できない手続への対応やデジタル化への対応が困難な県民、事業者の利便性を確保するためのデジタルデバイド対策、今ほど委員もお話しいただきましたが、そのことも非常に重要と考えているところでございます。

このため当面の間、県では、現金に加えて、クレジットカード、各種コード決済、電子マネーなど多様な納付方法が可能な端末を配備します手数料収納窓口を、地域バランスを考慮の上、県内19か所に設置したところでございます。具体的には、今ほど御案内いただきましたが、富山県警察と連携いたしまして各警察署、また個人の方の利用が多い運転免許センターや旅券センター並びに県庁にも端末を設置するということで、全ての収納窓口で警察、知事部局のいずれの手数料も収納できるようにしたところでございます。

県民の皆さんには、証紙廃止後の手続のほか、新たに手数料の納付手順を分かりやすく説明した動画を作成するなど、円滑な実施に向けた周知に努めているところでございます。来月からは、本格的に収納窓口での対応となりますが、それぞれの収納窓口における端末の稼働状況と対応状況をよく見ながら、必要であれば端末の配置の見直しなど、柔軟に検討してまいりたいと考えております。

山本委員 経過を見ながらいろいろと判断をしたいということで、受け止めさせていただきます。

厚生センターに設置の要望が多いのは、いろんな食品衛生関係の届出に手数料を伴うものが多いため、少ない職員で回している厚生センターの中に端末を置いてほしいという希望も大変多くあるとお聞きしております。また気をつけて見ていただけると大変ありがたいかなと思います。

続きまして、ガソリンの暫定税率の廃止について質問いたしたいと思います。代表質問でも質問がありましたけれ

ども、改めておさらいをしておきますと、ガソリンの暫定税率のうち、現在のガソリン税53.8円、1リットルにかかっているわけですが、このうち25.1円分が暫定税率になっているわけでございます。暫定と言いつつ、50年以上にわたってこれがかかっている状況となっていて、いろんな形でこの問題点が指摘されてきたのでございます。

私がかつてガソリンスタンドを営んでいたときには、毎年11月に全石連——石油事業者、ガソリンスタンドの組合と石油連盟が集まって400人規模の集会がありました。そこでは、ガソリンにかかっている諸税をしっかりとクリアに見直してほしい、暫定税率の話もして、一般の方に提供しやすい金額で提供させてほしいという全国大会があります。みんなで「頑張ろう」とやります。国会議員の先生方も入れ替わり立ち替わり来られて、「頑張ろう」とやるのですが、税率は50年据置きのままでした。

今回いろいろな政治的なことがあって、いよいよ下がるということが本格的になりつつあるということでございますけれども、当然この25.1円ということになると、大変大きな影響があります。暫定税率の廃止——これまでの間の段階的な引上げされてきたガソリン価格にかかっていた税金の廃止に加えて、軽油や重油なども同じ水準の引下げを行うと想定した場合、既存の様々な基金を活用しても、年度内に6,000億円程度の財源が不足すると、国は予測しています。これはあくまで手当てした分で財源が不足するのは6,000億円ということで、年間でガソリン税は国・地方を合わせて1兆円程度の減収になる。軽油引取税まで含めると1兆5,000億円程度の減収になるという計算をしています。

こういう中で、本県にどのくらい影響があるのかという質問を改めて申し上げたいのでございますが、この暫定税率ともう1つ、石油業界から何年も毎年訴えてきたことが

あります。これはタックス・オン・タックスの問題です。ガソリンには、この暫定税率を加えたものに消費税を乗けているので、この分について、暫定税率分で1兆5,000億程度減収が見込まれるということは、これに伴って10%とすれば1,500億円の消費税の減収が、当然見込まれてくることになるのでございまして、この部分も当然、地方に財源として手当てされているのですから、影響が出ることが予想されるのでございます。

そういうことも含めて、先ほど谷村委員の質問にもありましたけれども、いろんな意味で税収のこれから先を考えることはとても大事なことだと思いますが、このことについて、長嶋税務課長にお聞きをします。

長嶋税務課長 去る8月に野党共同で国会に提出されたいわゆるガソリン税の暫定税率を廃止する法案について、7月30日の与野党合意も踏まえ、現在与野党間で協議が継続していると聞いております。

この法案では、暫定税率の廃止対象を揮発油税及び地方揮発油税としており、仮に法案が成立した場合、地方揮発油税を財源とする地方揮発油譲与税、こちらのほうが減少することとなり、市町村分も含む本県への影響については、年間で約5億円の減収が見込まれております。この地方公共団体の減収については、同法案の附則において、政府は全額を補填するために必要な措置を講ずるものとされておりますが、今後の協議の動向を注視していく必要があると考えております。

また、この法案には、軽油引取税の暫定税率は対象とされていませんが、仮に軽油引取税も含み廃止となった場合、本県では、年間で約58億円の減収が見込まれていることから、この重要な税財源がなくなれば行政サービスの急激な低下を招き、住民生活に直接大きな影響が及ぶことになるかと危惧しております。

このため、今後の議論に当たっては、地方の実情や地方税財政への影響を十分に考慮し、安定的な財源の確保を前提に丁寧に議論を進めていただくよう、国や各党に対し、県の重要要望や全国知事会を通じて強く求めているところです。

引き続き、政党間での議論や国の動向を注視するとともに、全国知事会等とも連携して地方税財源の確保に努めてまいります。

山本委員 知事会等でもう既にいろいろな形で要望されているとお聞きしております。

この質問項目の最初に申し上げましたとおり、けれども、ガソリンの価格が下がるというのは、これはこれで一般県民にとっては大変ありがたいことでありまして、総務省の家計調査でいうと、大体年間平均一般家庭で35リットルから45リットル使うと言われていますが、これはちょっと少ない想定だと思います。富山だと1人1台、一家に2台車があって、大体月に平均2.3回の給油と言われていまして、AIに聞きますと、普通車1台、軽四1台の家庭でいうと大体月に80リットルぐらい使うのではないかということになります。それに先ほどの暫定税率、1リットルあたり25.1円を掛けていきますと、大体月で2,000円余り払う分が減るということになるのでございます。

月2,000円という結構な額という気がします。これを例えば30万世帯ということで、ざっくり県内に当てはめると6億程度の県民が使えるお金が増える。そう見ると58億円の財源が不足するということについては地方公共団体としてしっかり手当てをする必要はあるけれども、片方でそういう部分の県民が使えるお金が増えることになるというのは歓迎すべきことだろうと思います。

引き続き、税収をしっかりと見ながらやっていくのが大事だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

種 部 委 員 私から、まず防災について質問させていただきたいと思います。

昨日も県の総合防災訓練へ行かせていただきました。実践的な訓練に少し切り替えていったということで、その効果が大変出ていたと思っています。

今年に入ってから大変な豪雨、集中的、局地的に雨が降ることがよくありまして、富山市内でも冠水したという報告をよく受けます。それ以外の地域——高岡でも浸水をしたということがありましたし、排水のために、国土交通省の方が行かれているという事例を聞いてきました。

こういう状況になったときに多分、私たち議員のところもそうですけれども、当局やいわゆる市町村に対しても、県民から、ここが冠水している、この道路がこんな具合になっている、あるいはアンダーパスも心配だという情報がいろいろ流れてくると思うのですが、これは小さな規模ならいいのですけれども、大きな規模になったときはそういう情報がたくさん来る。これは行政の担当の方にとっては、すごく大きな負担だと思います。

リアルタイムでの情報——例えば冠水している様子を写真で後から見ると、確かに今後の河川管理の方法など、これからの政策に生かせる様々な情報もあると思います。それから避難行動を取るとき地域の防災を考えていく上でも、大変貴重な情報だと思います。こういうリアルタイムの情報——写真で撮る、あるいは陳情に來られたという情報は、今現在どのように対応されているのか。当局の方が対応されるのは非常に大変なことだと思いますが、かといって蓄積しないのはもったいないなと思っております。どう取り扱っているのかということをお願いしたいです。

そして、今どき A I の時代でありますので、これらの情報を集めて、例えば昨年だったかと思いますが、防

災訓練に行ったときに道路の情報、あるいはその地域の情報を地図にマッピングしていくようなことを国土交通省か、気象庁かがやっていたらよかったと思うのです。そういう技術が発展しているのであれば、情報収集を効率化、あるいは省力化する意味でも、国が今防災デジタルプラットフォームでAIを使って集まった情報の中に例えば「ジオタグ」がついていれば、同じところにプロットしていくという形で情報活用をすることを多分考えていらっしゃるのではないかと思うのですけれども、これから県としても、国の取組の可能性と併せてどう取り組むのか、山口防災課長に伺います。

山口防災課長 アンダーパスの冠水や宅地の浸水といった局所的な災害については、リアルタイムの現地情報が早期対応、二次災害防止、さらには災害後の検証・対策に有益であると認識しております。災害時に県民からの情報提供を速やかに受け取り、県庁各部局や市町村と迅速に共有することは大変重要と考えております。

このため県では、県民のSNSなどによる情報発信について、AI解析により信憑性の高い情報をリアルタイムに収集するSNS緊急警戒情報配信サービスのスペクティと呼ばれるものを導入しております。先般8月、今月の大雨対応の際にも、スペクティを使いまして有益な情報収集をしてきたところでございます。

特に有効活用した事例といたしましては、今年の2月の大雪の際には、道路の滞留の発生について、県民からのSNSの投稿を基に状況を把握いたしまして、関係機関と迅速に情報共有を図り、事前に道路の通行止めを行うことで、二次災害を回避できたということがございました。

また県では、今年度、情報収集の効率化の観点から内閣府の新総合防災情報システムと県の総合防災情報システムとの連携に取り組んでおります。連携により、他機関が登

録する情報と併せて災害情報を俯瞰的に捉えることが可能となり、災害対応の迅速化が期待されます。

国では、AI技術の防災・減災への活用を推進しておりまして、県では引き続き国などの動向について情報収集に努めますとともに、国や関係機関と情報共有を図りながら、実効性のある情報収集の仕組みの構築に努めてまいりたいと考えております。

種 部 委 員 取り組んでいただいているということですが例えば市町村レベルで見ると、小さな情報は市町村に行くと思うのですが、まだ恐らく対応していなくて、いまだに紙と鉛筆で情報を収集して対応しておられる状況だと思うので、一元化して省力化するというところに、ぜひ市町村を巻き込んでいただくと、直接の情報の効率化が図れるのではないかと思います。それぞれの地域で新しいものをくみ上げて対応するということは無駄だと思います。今、県で取り組んでいただいているので、そのノウハウを市町村にも共有していただければよいと思います。市民の方の中にスペクティと知っていてやっている方がどのくらいいるかというのは、ちょっと疑問があるのです。そこも含めて、県がリーダーシップを発揮して、省力化していただければと思います。引き続き取組をお願いいたします。

それでは、2つ目に、ハラスメントの対応についてお伺いしたいと思います。過去に教育委員会で教職員の方へのハラスメント、あるいは過重労働をきっかけに離職をされるというのは大変もったいないと、教員が足りなくて大変だと言っている中で辞める人を減らすというのは大事だろうということで、議会でも何回か質問させていただいたことがありました。

これから本当に人が少なくなる中で、県の職員を確保していくというのは大変重要な課題だと思っていまして、民間の給与のレベルについていくというのもなかなか大変で

すし、人材確保の上では入ってくる入り口も大切ですが、辞めさせないということはすごく大切で、その方の活躍を県としても進めていかなければいけないと思います。

民間企業でも、D E Iに取り組む、あるいはホワイト化を一生懸命目指して努力をしていると思うのですが、県でも当然取り組む必要があると思っています。

教職、教員の方について過去に質問したときに、その窓口としては教育委員会とおっしゃっていました。当然ですが、これは元上司や上司とつながりのある、あるいは知れてしまうかもしれないところに相談などするわけではなく、第三者委員会はないのかとお聞きしたときに、県の人事委員会と市町村であれば公平委員会が中立ということでありました。やはり組織の中の一部局と一般の方からは取られると思いますので、そこに相談するということは、その後何かペナルティーがあるのではないかと、相当勇気の要ることということで、軽度の段階で相談することでも、大変にハードルが高いと思います。

富山県教育委員会にお伺いしたときには、やはり過重労働——あれだけ先生が多忙化で大変と言っておられるのに、相談件数は年間ゼロから1件だったということでした。恐らく相談しにくいのだろうということが推察されるわけがあります。県の職員についても、同じように窓口がしっかり利用されているかどうかということが、使いやすさと相關すると思います。

ハラスメントの相談窓口及び人事委員会の苦情相談窓口——これは一応外部委員会、第三者機関という位置づけかなと思うのですが、こちらへの職員のパワハラ等の相談件数の推移について、開発人事課長にお伺いいたします。

開発人事課長 人事企画室に設置されたハラスメント相談窓口では、被害を受けた職員、ハラスメント行為を受けた職

員やハラスメント行為を見聞きした職員からの各種ハラスメントに関する相談を受け付けております。

委員お尋ねのハラスメントに関する相談件数でございますけれども、ハラスメントの事実確認まで至らなかった相談段階のケースを含む件数になりますが、窓口を設置しました平成20年度は2件でございました。その後、年数件という状況が続きましたけれども、パワーハラスメント防止対策の法制化や社会的関心の高まりに伴いまして、令和3年度以降は年十数件で推移しておりまして、令和6年度、昨年度は12件となっております。

それから、委員からも触れられておりましたけれども、第三者機関であります人事委員会におきまして、地方公務員法に基づく苦情相談窓口が平成17年度から設置されておりまして、各種ハラスメントを含む職員からの相談を受け付けております。

パワーハラスメントに関する相談は、平成29年度に初めて受け付けまして、それ以降、年一、二件で推移しております。令和4年3月にこの相談窓口の案内を庁内LANに加えまして、県ホームページの人事委員会のトップページでも掲載するなど周知の拡大を図ったこともあり、以降、相談件数は増加傾向にございます。

昨年度、令和6年度のパワーハラスメントに関する相談は、知事部局、教育委員会、警察の職員からの相談を合わせて9件となっております。

種部委員 教育委員会で伺ったときよりも件数としては多いので、安全性は確保されていると信じて相談していただけるのかと。まずそれが大事だと思いますし、その方を離職させないというためには、まさに人事でやっていかなくてもいけないことだと思います。安全性が確保されているかどうかということとは、これだけたくさんの職員がいらっしゃる中で、この相談件数を少ないと捉えるか多いと捉える

かだと思えます。小さな案件がすごくたくさんあって、そのうちの重篤なものがピラミッドの形になっていると思いますが、ヒヤリ・ハットが多くて、重篤なものが少ないというのは普通の形ではないかと思うのです。ちょっと件数を見ますと、相談する入り口のところと出口の重篤な第三者機関等へ行く数と、あんまり変わらないのかなと思うのです。そういう意味では、やはりまだ相談後の対応も含めて、相談者にとっては安全な窓口と周知されているのかという意味で、ちょっと実効性の観点でまだ少し懸念があると思えます。この数をどう分析して、これからどう取り組んでいかれるのか、開発課長に伺います。

開発人事課長 実効性をどう保っていくかということですが、けれども、人事企画室及び人事委員会の窓口では、いずれも相談者のプライバシーに十分配慮した面談でありますとか、電話、専用アドレスによる電子メールなど複数の方法で相談を受け付けておりまして、相談者が安心して利用できる体制を整えていると考えております。

人事企画室の相談窓口では、相談者には事前に面談する職員をお伝えしまして、面談時には担当の保健師が同席し、心身の状態も確認させていただいております。面談後、相談者の意向があれば、職場に連絡し、状況確認を行いまして、必要に応じて行為者に対する指導を行うなど、職場環境が改善されるよう対応しております。

また、人事委員会の苦情相談窓口におきましても、相談者の御希望、意向を踏まえた上で、人事委員会から各任命権者に相談内容が伝達され、任命権者において適切に対応が行われる仕組みとなっております。

本県のハラスメント防止マニュアルには、これらの相談窓口の案内のほか、いずれの窓口に相談した場合も、相談者が不利益を受けることがないことなども掲載しております。職員が常時確認できるよう、庁内LANに掲載させ

ていただいております。

このほか県では、これまでも新任所属長代理や新任係長などの節目に繰り返しハラスメント防止研修も実施しており、意識の啓発にも努めております。委員が言われるように、職員が能力を十分発揮し意欲を持って働くためには、ハラスメントのない明るい職場づくりが不可欠であると考えております。

引き続き相談体制の周知とハラスメントの防止の両面から取組を進めて、実効性の確保に努めてまいりたいと思っております。

種部委員 なぜこの質問をしたかといいますと、兵庫県の問題があったからです。あのとき一番大事だったのが、記録と、誰が相談をしたのか、あと第三者委員会が本当に第三者なのかというところと思っています。

やはり県民からも疑念を持たれるようなことがあってはいけないと思いますので、例えば第三者機関と言われるところに弁護士さんが入っているか——完全に内部の人を切離して、外で聞く方が、証拠の信頼性があると思いました。今の第三者委員会は、完全な外部委員ではないということとの理解でよろしいでしょうか。

開発人事課長 そうです。通常の相談になりますと、人事委員会の事務局の職員がまずお聞きさせていただいております。それよりもさらに進んだ措置要求や審査請求になると、人事委員の先生方になる感じでございます。

種部委員 最初から第三者機関ってことはなかなかないのかなと思いますので、その段階でまず1つは、その相談の受理というのが100%なのかというのはやはり少し、一般人からすると疑問を持つ点ではないかと思うのです。

そういう意味では、最初から外部というルートをつくっておかないと、リスク管理としては心配という気がいたします。大きな事件がないことを願っていますし、当然そう

であるべきだと思いますし、様々御尽力をいただいて、職場の風通しに配慮し、研修など、御尽力いただいているというのはよく分かりました。

ただ令和6年度、9件あったというものについても、外部ではないところを通してこの件数ということは、完全な外部だと大きな問題になったときにその証拠の信頼性ということ問われる可能性はあると少し思ったので、外部へ直接行くルートも含めて検討し、あるいは記録をどう残すかということについても、検証していただければと思います。ありがとうございました。引き続きの取組、またお願いいたします。

では、3つ目の質問です。

総合計画の素案についてお伺いしたいと思います。この後パブリックコメントを実施するということになっていきますので、本当に最終段階かと思うのですけれども、全般を通じて部局横断となるように努力はされていると思うのですけれども、どうしても部局が割れているように見えてしまうのではないといいますか…。読みながら、今回の議会でも幾つか質問させていただきました。

この委員会の所管の中で女性の政策に関してお伺いしたいと思います。人口政策については、特に少子化対策としては、なかなか打つ手が分からないということをよくおっしゃるのですけれども、世界的にはエビデンスがあることとして、女性に制約をなくすと女性は産みたい数の子どもを産む、自分に選択権があれば必ず産むということ。けれども、選択権がないので産まないということになり、産むか産まないかだけでなく、仕事——キャリアや自分の生き方について、選択権があれば産みたい数を産むということが分かっていることでありまして、これができていないということだと思います。

そういう意味では、人口減少を緩やかにするということ

もして生産性向上をするということで、一番鍵になるのは、ジェンダーギャップ解消だと思っています。若い女性たちは、まだまだやはり躊躇があると思います。活躍においても、産むということにおいても躊躇があると思います。キャリアのデザインは大分描けている人が増えてきているけれども、ライフプランについてはやはり自分で判断することができない。というのは、まだ材料が足りないのだと思うのです。皆様のタブレットの中に資料があるかと思うのですけれども、資料提示、御許可いただけますでしょうか。

八嶋委員長 はい。皆さん、資料を御覧いただければと思います。

種部委員 皆様、タブレットの中にあるので、紙資料とタブレットでお願いします。資料1をご覧ください。若い女性が活躍を躊躇している理由の中に健康課題があります。これは、今年の国の骨太の方針の資料です。

若い世代では月経障害、あるいは不妊治療でなかなか仕事を続けていくことが難しい、これだけ健康の問題を抱えているので1つ大きなプロジェクトがあってもキャッチしないことが躊躇の理由になっています。

そして、男性のグラフを見ていただきますとお分かりになりますとおり、妊活をする、妊娠・出産などライフプランに関係するような疾患がおおむねないと言っていいぐらいです。ということで、女性のほうがやはり健康負荷は大変多いです。これによって労働損失が起きているということは、国でも試算をしているはずですが。経済産業省の試算では、女性の健康だけで3.4兆円ぐらいの労働損失があります。男性にはないこういうものがあるという点で、やはり女性の健康に取り組むということは、労働生産性からも大事だと思います。

次のページの資料2を見ていただけますでしょうか。内閣府の今年の白書です。

先ほど井加田委員からも御発言がありましたけれども、本県は女性の管理職の割合は少ないです。そして起業をしている方を見ても、富山県は管理職については青い色で、一番下のランクのところになります。そして、起業についても、若い人を呼び込んでスタートアップにしようなど様々な取組をしているのですけれども、白い部分なので真ん中ぐらいではありますけれども、決して先進県ではないということになります。

農協個人正組合員に占める女性の割合についても同じです。アンコンシャスバイアスがあったり、固定的な役割分担があったり、女性が一步を踏み出して新しいマーケットを開発するということにはつながっていないのだろーと思います。こういう女性の割合が低いというところは、ちょうどこの年代の方たちの健康問題も活躍しにくいことの理由の1つになっているのではないかと思います。

資料1に戻っていただきますと、若い世代——妊娠・出産を考える世代は不妊症や月経障害なのですが、40代から50代の、ちょうど管理職や、先ほど申し上げた起業する年代、この年代については、ちょうど更年期と乳房の悪性疾患によって、労働損失を来している。この世代は仕事と健康課題の両立をするという支援なしには管理職にはなっていないということだと思います。

今日の報告事項の富山県の男女共同参画の推進状況の中にもデータが出ていまして、女性が長く働き続けるということを経営にしている要因の中には、自身の健康という問題があるのです。これは、女性のほうが圧倒的に多いです。男性はほぼほぼないのです。先ほどの報告事項の中の概要の10ページにあります。

すなわち女性の活躍には、基盤として健康の支援なしには、労働生産性も上がりませんし、管理職の比率も上がらないと思います。ここに取り組むということは、すごく重

要で、県の中の新しい成長分野です。その部分にとっては、大きなペナルティーになる部分ではないかと思っておりますが、総合計画を見ますと、ライフプランを考える機会の充実というのが挙げられていましたけれども、働く女性の健康支援に取り組む方向性というのはなかったのです。

骨太の方針でも取り組んでいることでありますので、これが計画のこれから先の5年間に言葉がなかったのは、とてもちょっと残念だったのです。総合計画の中でフラッグシップとして取り組むという姿勢を示していただきたいと思っております。野村ジェンダーギャップ対策課長に所見を伺います。

野村ジェンダーギャップ対策課長 女性特有の健康課題は、業務効率や就業継続にも大きな影響を与えておりまして、女性が働きやすい職場環境づくりなど、女性の健康支援に取り組むことは重要であると考えております。

このため、新たな総合計画の素案においては、人材活躍・共生の主要施策の1つとして、若者・女性が活躍する環境づくりとして、若者・女性に選ばれ、誰もが働きやすい職場づくりを推進する旨を盛り込んでいるところでございます。

県では、これまでも経営者等を対象に、専門家によるセミナーですとか、女性の健康課題に配慮した企業の取組の事例発表、意見交換の開催、フェムテック関連サービスを福利厚生に導入した企業への助成など、企業の積極的な取組に支援しているところです。

さらに、来月1日には、女性の活躍促進官民連携会議に参加する企業を対象としまして、「女性と健康について考える」をテーマに講義を行う予定にしておりますほか、11月には県民向けになりますけれども、更年期ですとか自律神経のセルフケアなど、女性の心と体をテーマとしたセミナーを開催したいと考えております。

また、女性特有の健康課題に対しまして、必要なときに適切な相談窓口につながることをできるよう、女性向けの相談窓口をカテゴリー分けした特設サイトも設けていることから、こうした取組のさらなる周知を図るなど、今後とも商工労働部や、県内企業と連携して、女性の健康支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

種 部 委 員 いろいろ取り組んでくださっているのですが、総合計画の中には、女性の健康という言葉が出てきませんでした。すごく残念だったので、今から修正できるのであれば、例えば働き方改革や女性活躍推進にでも少し健康の課題ということが物理的に重大な問題なのだということが分かるように書いていただけると、ありがたいと思っております。

もう1つ、女性と防災について伺います。

これも国の男女計画、第5次の中では、防災がすごく大きな分野として書き込まれてきたはずです。過去にも、避難所運営で男女共同参画の視点が大切というのは、いろいろな議員から質問したり、いろいろ御意見を伺ったりしてきたと思います。

市町村についても、特に自主防災とかそういうレベルになりますと、市町村、暮らしに近いところという話になるかと思うのですが、そちらにいきますと、さらにジェンダーギャップは、県で考えているレベルより、もう1つ違うレベルにあるかなと思っています。自主防災での女性の発言権を高めていかなければ、どれだけ県のガイドラインに避難所運営について、女性の活躍とか男女共同参画の視点と書いても、実装されないと思います。

これも過去に議会で質問させていただきました。そのときの答弁では、どうお答えになっていたかというと、女性防災士の養成を進めるということでありました。防災の部局の中であればそういう答弁になると思うのですが、

女性防災士さんを増やしたからといって、その人に発言権がなければ、地域の自主防災の中では生かされないと思います。

昨日の総合防災訓練へ行ったのですけれども、防災士会さんが来ていらっしゃるところは、ほぼほぼ男性で、女性の姿は見えませんでした。そして実際、炊き出しを見ますと、地域の方が出てきていらっしゃるのですけれども、ほぼほぼ女性でした。こういうところでこの訓練の中においても、こういう状況ですから、実際本当に避難所を設営する状況になりますと、恐らく実装されないだろうと思って見ていました。

資料3を見ていただけますでしょうか。3ページ目です。自治会長——自治会というのは自主防災組織ではないですけれども、やはり自治会の影響は大きいと思います、自治会長に占める女性の割合というのは、富山県はこれ下位から11位ですから、この部分を変えていかないと、なかなか自主防災、地域の中で防災組織の肩書はなくても発言権がないのではないかと思います。そういう意味では、危機管理局と男女共同参画、あるいは人材活躍・共生の分野に分かれてやっているということではなくて、同じ方向を見ていかなくてはいけないと思いました。

新たな総合計画の素案では、防災分野においては女性リーダー育成とジェンダーレス防災と書かれているのですけれども、実際には、これどんな取組をしようとしているのか。そして、平時に今の自治会長の割合でお見せしたとおり、この状況が改善されなければ災害時には能力を発揮できないだろうということで、それこそ人材活躍・共生分野と一緒にやらなくてはいけない。これこそ部局横断で取り組むべき課題だと思っております。

災害は大変激甚化していますし、大雨のことを考えますといつ起こるか分からないということで、取組を前に進め

るためには、部局を超えてお取組をお願いしたいと思っております。野村ジェンダーギャップ対策課長に、総合計画の素案の位置づけについても含めてお伺いいたします。

野村ジェンダーギャップ対策課長 お尋ねいただきました新たな総合計画の素案における防災分野の女性リーダー育成などを通じたジェンダーレス防災推進というところにつきましては、御指摘がありますとおり、地域防災活動のリーダー的役割を担う防災士の養成研修に女性の優先枠を設定するとともに、男女共同参画の視点を踏まえた災害時に備えた研修会の開催や女性消防団員の入団促進などに取り組むこととしております。

災害時における男女共同参画につきましては、国の第5次男女共同参画基本計画におきましても、非常時には、平常時における固定的な性別役割分担を反映して、家事・育児、介護等の家庭責任が女性に集中しがちであることから、平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を含めることが肝要であるというふうにされておりました、委員御指摘のとおり、平時からの取組が重要であるというふうに考えております。

地域での女性参画が進まない要因には、固定的な性別役割分担意識ですとか、アンコンシャスバイアスがあると考えられまして、県では、特設サイトにおける地域の実践活動事例の充実を図るとともに、今年度新たに普及啓発用のテキストを作成しているところでございまして、それを用いて地域での積極的な周知を図っていきたいと考えております。

さらに、部局横断という話もございましたけれども、庁内の関係部局で構成する男女共同参画推進会議におきまして、各分野の各部局の関連、関係業務分野におけるアンコンシャスバイアスの解消に向けて意見交換を行い、関係団体に対しても周知することなどにより、地域での男女共同

参画に向けて、部局横断的に取組を推進していきたいと考えております。

種部委員 働きかけても、なかなか意識改革は難しい、人の意識を変えるのは難しいのだと思いますけれども、やらないと始まらないと思っていますし、部局横断でなかなかこの総合計画には書かないということでありましたけれども、それであれば、こちらは野村課長を中心に引っ張っていただければよいと思っています。

ほかのところは関係ないということではなくて、防災の分野だけではなくて商工労働部も、活躍の分野の中でも絶えずこの視点を入れていかないと、地域の暮らしに近いところ、自治会長というところは変わっていかないのだと思うのです。ですから、決してここだけ切り取ることなく、防災の中で言葉で書くだけではなくて、実装に向けてお取組をまたお願いしたいと思います。

八嶋委員長 ほかに質問ございませんか。——ないようですので、これをもって質疑・質問を終わります。

2 請願・陳情の審査

八嶋委員長 次に、陳情の審査に入りますが、陳情は2件付託されておりますので、当局から説明お願いいたします。

開発人事課長 私からは、陳情第33号「公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情」について御説明いたします。

この陳情は、職員が労働組合に加入する際に心理的圧力を感じていないか、加入時に十分な説明を受けたか。また、議員からの政党機関紙の購読勧誘があったが、勧誘時に心理的圧迫が生じていないかを調査確認し、確認された場合には是正を求めるものです。

職員の労働組合への加入は、地方公務員法第52条第3項において、「職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる」

とされておりまして、職員団体の結成・加入に関する自由を保障したことの当然の結果として、脱退の自由も保障されると解釈されています。

富山県職員におきまして、労働組合への加入・脱退は同法の趣旨に基づき、職員自身の意思が最大限尊重されているものと考えております。政党機関紙の勧誘に関しましては、購読は職員個人の自由であり、強要や制限されるべきものではないと考えております。

これまで人事企画室に対し、労働組合への加入・脱退について相談があった場合には、人事企画室からも労働組合に相談の旨を連絡し、適切に対応がなされています。また、政党機関紙の勧誘等に対して心理的圧力を感じたなどの相談は寄せられておりません。

こうしたことを踏まえまして、現在調査は予定しておりません。これらに関しまして、引き続き適正な環境が維持されるよう取り組んでまいります。

水上学術振興課長 私からは、陳情第39号－1「学校園における新型コロナウイルス感染症対策の恒常化を求める陳情」について御説明いたします。

まず、陳情事項1－1 教職員へのマスク着用義務化と、児童への推奨、マスク配布の無償化について御説明いたします。

マスク着用の考え方につきましては、令和5年2月に国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、学校の対応として、マスクの着用を求めないことを基本としつつ、児童・生徒や保護者の主体的な判断を尊重し、着脱を強いることがないようにすること、基礎疾患等の様々な事情により感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童・生徒に対して適切に配慮することなどの方針が示されました。

これを踏まえ、県においても、私立学校に対し、国が示

した方針に沿って適切な対応を行うよう周知しているところです。

次に、陳情事項２－１ 空気清浄機の常設設置及び定期メンテナンス体制の整備について御説明いたします。

本県では、これまでも私立学校の感染症対策が適切に行われるよう、保健衛生用品の購入や換気用備品の整備に対する取組を支援してきております。

子どもたちが不安を抱えず、安心して学びを続けられるよう、引き続き私立学校における教育条件整備の支援に努めてまいります。

次に、陳情事項３－１ 定期的な換気の義務化と服装規定の柔軟化について御説明いたします。

国が定める衛生管理マニュアルの中で気候上、可能な限り常時換気に努めることや室温低下による健康被害が生じないよう、児童・生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導するなどが示されています。

県では、私立学校に対し、国の衛生管理マニュアルに沿って、適切な対応を行うよう周知しているところです。

説明は以上になります。

八嶋委員長 ただいま当局から説明を受けましたが、これについて意見等ございませんか。——ないようでありますので、これをもって陳情の審査を終わります。

３ ９月定例会付託案件の審査

八嶋委員長 次に、本定例会において本委員会に付託された諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、御手元にお配りしてある議案付託表のとおりであります。

質疑に入る前に、分割付託案件について御報告いたします。本委員会と他の委員会とに分割して付託されている議案第101号外のほかの委員会における採決は終了しており、全て原案のとおり可決すべきものと決しております。

(1) 質疑

八嶋委員長 それでは、これより付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。——ないようでありますので、質疑なしと認めます。

(2) 討論

八嶋委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようでありますので、討論なしと認めます。

(3) 採決

八嶋委員長 これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第101号令和7年度富山県一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会所管分外2件及び報告第13号地方自治法第179条による専決処分の件のうち本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

八嶋委員長 挙手全員であります。

よって、議案第101号外2件及び報告第13号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決しました。

4 閉会中継続審査事件の申出

八嶋委員長 次に、閉会中継続審査事件の申出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、お配りしてある申出案のとおり議長に申し出たいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八嶋委員長 御異議なしと認めます。

よって、申出案のとおり議長に申し出ることと決定いたしました。

5 行政視察について

八嶋委員長 次に、閉会中の継続審査事件の調査のための行政視察について議題といたします。

県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施していきたいと考えており、その実施に当たっての日程調整等については委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八嶋委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

八嶋委員長 以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はございませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会といたします。

経営企画委員長 八嶋 浩久